

「岩手県指定有形文化財(建造物)」
陸前高田 旧吉田家住宅主屋

第三回

復旧現場見学ツアー

気仙大工左官の技を学ぶ **復旧への道**

気仙大工の技が光る

普門寺



⇒ 9:00 一ノ関駅西口 (集合・出発)
⇒ 10:40 陸前高田市コミュニティーホール
『玄関道路向かいの駐車場に集合』 出発
⇒ 旧吉田家住宅主屋復旧現場見学
⇒ 井家 さかぐち (漁師が営むお店で海鮮昼食)
⇒ 『普門寺』 住職の案内で見学
⇒ 14:30頃 陸前高田市コミュニティーホール (解散)
⇒ 16:00過ぎ頃 一ノ関駅西口 (解散)

普門寺 2006年に開山500年を迎えた、岩手県陸前高田市にある曹洞宗の寺院です。境内には岩手県指定文化財である三重塔、木造伝聖観音像、絹本着色愛染明王画像などがあり、東日本大震災の後奉納された沢山の仏像が本堂や境内各所にまつられております。お盆の頃になると岩手県指定の天然記念物サルスベリが満開になります。季節によって趣の違うお寺です。

旅行代金

各種割引適用後の
価格となります

一関発

6,000円

陸前高田発

5,000円

料金には、消費税
昼食が含まれます。
添乗員同行なし。募集締切 7/24

※国道284号線途中の乗降についてはご相談ください。※乗車時は必ずシートベルトを着用して下さい。※行程は予告なく変更になる場合があります。
※必ず係の方の指示に従って下さい。※全行程 貸切バス (まるく または同等) での移動となります。※アレルギーをお持ちの方は必ずご連絡ください。



旅行企画・実施・申込

まるく

裏面の旅行条件書をよくお読みになりお申込下さい。

☎ 0191-34-8421 ☎ 0191-34-8422

岩手県一関市赤荻字雲南 171-2

HP: <https://t-maruku.com> Mail: info@t-maruku.com

岩手県知事登録旅行業 3-226 号 旅行実施可能範囲 一関市・登米市・住田町・平泉町・奥州市・東成瀬村・気仙沼市・栗原市・陸前高田市
国内旅行業務取扱管理者 大竹 真 旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。

[主催] 日本遺産「みちのくGOLD浪漫」推進協議会

お申込⇒



被災前の吉田家住宅



写真提供：陸前高田市教育委員会



R4.5.21撮影

旧吉田家住宅主屋

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震が引き起こした大津波により吉田家住宅は全壊し、座敷廻りは屋敷の西側に約百メートル、茅葺屋根は諏訪神社を回った旧気仙小学校側に約三百メートル流出しました。土蔵や味噌蔵などは屋敷の西側に流出し、流された跡地には近在の建物の部材が散在していました。被災直後から、吉田家当主と、吉田家住宅の復旧を願う地域住民の皆さんが部材の回収に奔走しました。その後、岩手県立博物館等の協力のもと残存部材は可能な限り回収され、その数は千本を超えて全体の六割程度となりました。度重なる調査の結果、これらの部材を活用して建物を復旧することが可能と判断し、多くの専門機関や関係者の支援を得ながら、現在も復旧作業を進めています。

お支払条件 お支払いについて。 催行が決定しましたらご連絡いたしますので、旅行代金全額を5日以内にお振り込み又は現金にてお支払い願います。お振り込みの場合恐れ入りますが振込料はご負担願います。※当社が特別に認めた場合は乗車時の現金支払いも可能です。

ご旅行条件の書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。 このご旅行は(株)まるく(以下「当社」)が企画・実施するものです。、この旅行条件は当パンフレットに記載されている条件のほか標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

<1.旅行のお申し込み及び契約成立>

①当社所定のお申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金(お一人様につき)を添えてお申し込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」の一部として取扱います。②当社は、電話・郵便・ファクシミリによる予約の申し込みを受け付けします。この際、ご予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(当社の定めた期間内)にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。③企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾しお申込金を受理したときに成立するものとします。

<2.旅行代金のお支払い>

①旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

<3.旅行代金に含まれるもの>

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費、食事代及び消費税等諸税を含んでいます。なお上記の経費はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

<4.取消料>

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合に旅行代金に対してお一人様につき下記の表の利率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人員の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

ただし宿泊のみのコース及び各コースに明記がある場合は下記の表の取消料となります。

旅行代金の額	申込金(お一人様)
5,000円未満	全額
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上 100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行契約の解除日	取消料
	①21日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	②20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
	(③～⑥を除く)	
	③7日目にあたる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%
	④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	⑤旅行開始日当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の50%
	⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行契約の解除日	取消料
	①6日目にあたる日以降の解除	無料
	②5日目にあたる日以降の解除(③～⑥を除く)	取消人員14名以下の場合 合 無料
	③3日目にあたる日以降の解除(④～⑥を除く)	取消人員15名以上の場合 合 旅行代金の20%
	④当日の解除(⑤を除く)	旅行代金の20%
	⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の50%
		旅行代金の100%

個人情報の取扱いについて 必ずお読みください

(1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特売サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。

<旅行代金の変更> 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。 <旅行契約内容の変更> 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。 <お客様による旅行契約の解除> お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。 <当社による旅行契約の解除> 旅行開始前・お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第11項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。 <当社の責任及び免責事項> 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、 <特別保証> 当社は前項1に基づき当社の責任が生じるかを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規程により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項1の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。 <お客様の責任> お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。 <旅程保証> 本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項3に15%乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。 <その他> お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様自身の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様自身の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。 ★集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。 ★土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。 ★本項4の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

●この条件書に定めのない事項は 当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)にお基づき、当社旅行業約款をご覧ください。 ●当社旅行業約款は標準旅行業約款に基づいています。 ●バス車内は禁煙とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

旅行企画・実施株式会社 まるく 岩手県一関市赤松字雲南171-2 (岩手県知事登録旅行業第3-226号) 国内旅行業務取扱管理者 大竹 真 (一社) 全国旅行業協会正会員

FAX 参加申込用紙

『復旧現場見学ツアー』

FAX 0191-34-8422

※ 必須項目 FAXにてお申込の方は折り返し確認書をFAXいたしますので番号ご記入願います。記入がない場合はお電話でご連絡する場合があります。

①	※お名前	※性別	※生年月日	※乗降場所(いずれかに○)
	フリガナ	男 女	年 月 日	一ノ関駅西口 陸前高田市コミュニティホール
※住所	〒			※TEL(当日連絡が取れる番号)
メール	@			FAX(折返し確認書をお送りします)

②	※お名前	※性別	※生年月日	※乗降場所(いずれかに○)
	フリガナ	男 女	年 月 日	一ノ関駅西口 陸前高田市コミュニティホール
※住所	〒			※TEL(当日連絡が取れる番号)
メール	@			FAX(折返し確認書をお送りします)

☆参加申し込みはホームページ・メールでも受付しております☆

源泉100%
掛流しの宿

自炊湯治部 体験プラン

温泉三昧、連泊するほどお得な企画

いちのせき宿泊応援割(9月30日まで)を利用すると
一室2名でお一人様11,400円のところ

●3Days スリーデイズ 3泊素泊り

2,923円 諸税込～

お問合せ・お申込は 0191-23-9337

